

第4 支援等のための体制整備への取組

参考資料

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
122	【被害者団体に対する経済的支援】 被害者団体についても、応援傍聴や自助グループの活動を行っており、支援センターと同等の役割があるのだから、被害者団体に対しても民間支援団体と同じく経済的援助をしてほしい。	221	A	
123	【民間の団体に対する援助】 当会のような、いかなる支援センターからも独立している純粋な被害者による自助グループに関しての財政的援助に関しては、何らの施策の援助も行われていない。犯罪被害者団体の窮状を考慮し、犯罪被害者等が真に必要なとしている活動における財政的援助を早急に実施してほしい。 イギリスでは、全国の民間支援団体に約30億円もの補助金が交付されており、その他、アメリカ、ドイツにおいても補助金の支給や寄付の免税措置が施されている。	221	A	
124	【被害者支援センターの設置】 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害者支援センター(仮称)」を設置してほしい。また、当会のような自助グループの活動に財政的支援を受けられる制度を整備してほしい。	(新規) & 221	前段C、 後段A	(前段) ・現時点では、早期援助団体制度の活動状況を見守るのが適当であり、見直しの場で検討することは難しい。
125	【民間団体に対する援助】 性犯罪被害を専門にしている民間団体が早期援助団体に指定されることが難しい場合も多いので、早期援助団体であるかどうかに関わらず、民間団体への経済的な援助をしてほしい。	221	A	
126	【民間の団体に対する援助】 委託料や自治体からの助成金で十分に運営できる民間シェルターはない。全国的な傘団体に対しても、事務所の提供や運営費等について財政的援助をしてほしいし、DV被害者支援団体についても、早期支援団体と同様の援助及び財政的援助以外の援助等をしてほしい。	221	A	
127	【民間団体に対する援助】 外国籍被害者の支援は、小規模な団体で行われ法人格の取得は困難な場合が多く、また、その支援は都道府県の枠をこえて行われることが多いため、国からも都道府県からも財政的支援を受けにくいという事態が生じている。外国籍被害者に対して支援を提供している団体に対して法人格の有無を問わず財政的援助を実施してほしい。	221	A	
128	【民間団体活動促進のための支援】 被害者当事者の自助グループとして活動するに当たり、定例会開催場所の確保や運営にどうしても資金が必要であり、支援をしてほしい。	221	A	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
129	<p>【民間団体への経済的援助 新たな公費による基金の成立】</p> <p>基本計画の「警察予算からの援助」「地方交付税措置」という内容にとどまらず、公的資金による民間団体支援基金を創設して経済的援助を行うべきである。</p> <p>尚、基金設立後は、従前の管理費・事業費区分による事業費への援助にとどまらず、公的助成の対象を見直すことが必要であり、支援センターの維持にかかる基盤整備(最低限の基盤整備)の費用については補助すべきである。</p> <p>仮に公的基金による新たな基金の創設が無理であるとしても、少なくとも警察庁予算は民間団体への業務委託</p>	221	A	
130	<p>【民間団体への経済的援助】</p> <p>ア 全国被害者支援ネットワーク加盟各団体が支援法第23条所定の事業を行うためには、最低でも「犯罪被害相談員3名、補助員15名」が必要である。</p> <p>イ そのためには、事業費に対する公的援助(警察庁予算における業務委託経費を含む)として、最低でも年間1,500万円が必要である。</p> <p>ウ 早期援助団体の指定を目指す団体に対し、事業費に対する公的援助として年間1,000万円以上の助成がなされなければ、指定の条件をクリアすること自体が困難である。</p>	221	A	
131	<p>【民間団体援助の再検討】</p> <p>地方自治体からの援助といっても、委託事業としての性格から、人件費中心の援助であり、事務所賃借料、光熱費、備品等については援助がない。民間団体は、その運営に関しての財政的基盤が弱く、事務所賃借料、光熱費、備品等なども満足できない。民間団体への援助は、人件費以外の支出にも対応してほしい。</p>	221	A	
132	<p>【民間浄財による基金の創設】</p> <p>民間基金の創設に向けてリーダーシップをとった対応をお願いしたい。</p> <p>少なくとも振り込め詐欺救済法に定める残余金を元に被害者のための民間基金・支援団体のための民間基金の両方の性格を備えた全国被害者支援基金(仮称)を創設してほしい。</p>	221	A、 B (金融庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・後段のうち、振り込め詐欺救済法における残余金関連についてB ・被害支援団体に援助を行うための基金の創設についてA
133	<p>【財政基盤構築の早期実現】</p> <p>県に対して補助金を請求しても、実現不可である。「自殺防止」、「DV防止」と同じく財政基盤の構築が早期に実現されるようにしてほしい。</p>	221	A	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体に対する財政的援助要望としてA
134	<p>【募金についての法的根拠の創設】</p> <p>被害者支援のための民間基金の募金について、緑の羽根、赤い羽根共同募金のように法的根拠を設けてほしい。</p>	(新規)	A	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
135	<p>【海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供について周知】 基本計画 V.第4.1.(38)に以下の内容を加えてほしい。 ○外国の公的機関及びそれに準ずる組織(赤十字)の発行する文書については、原文を被害者とその家族に渡すとともに、被害者側の希望があれば、速やかに翻訳を行い、さらに必要があれば説明する。 ○関連する情報を随時提供されたい。希望する情報としては ・安否確認情報 ・捜査等の進展状況に関する情報 ・遺体、遺品の返還等に関する情報 ・犯人の捜査、起訴等に関する情報 ・現地での追悼</p>	203	A、 後段B (外務省)	
136	<p>【ワン・ストップ・センターの整備】 性暴力の被害者が二次被害を受けずに一か所で法的、医学的(心身両面で)、心理学的、社会的支援を受けて回復できるワン・ストップ・センターを各地域に整備してほしい。 ボランティアベースではなく、警察、弁護士、婦人科医、精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカーなどの専門的知識を持ち、かつ、性暴力にも詳しい専門家の支援が必要である。</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
137	<p>【ワンストップセンターの整備】 被害にあった人が希望すれば早急に医療ケアが受けられたり、相談ができるような機関が必要である。たとえば韓国で活用されているワンストップセンターのような機関。せめて早急に医療機関の中にそういうセクションを設けるなど、体制を整備してほしい。</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
138	<p>【性暴力被害者治療センター(専門機関)の設置】 諸外国では、24時間体制のワンストップセンターが整備されている。 被害を受けた時に駆け込める場所の設置、さらに最初の窓口で全てのサービスが受けられることが被害者の心身の回復と自らが尊厳を認められることに繋がる。我が国にはそのような場所が一箇所もない。他者からの侵害により奪われた自分を取り戻す場所「性暴力被害者回復支援センター(仮称)；専門機関」を設置してほしい。</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
139	<p>【性暴力被害専門機関の設置】 被害者が自ら病院・警察等の必要機関を探し回る必要がなく、最初に行った場所で全てのサービスが受けられ、繰り返し事件の話をする必要がなく、精神的に守られる場として、24時間対応のワンストップセンターがほしい。諸外国では、こうした多くの専門機関が設置されており、先進国で性犯罪被害専門相談機関がないのは日本くらいである。全国で同程度のサービスが受けられるよう、都道府県ごとに一か所以上、国が設置することが望ましい。すぐ作ることが困難であれば、例えば夜間救急を受け付けている総合病院の中</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
140	<p>【被害申告のない被害者への支援機能を持つ機関の整備】 性暴力の被害者には、告訴しない・できない被害者が多数を占めている。特に子供のころの性的虐待については、成人してからようやく本人に認識され支援が求められる場合が多く、症状が重く専門的なケアが必要であるのに、対応できる機関が極めて少ないのが現状である。ワンストップ・センターの中に、あるいはそれとは別に、このような被害者への支援機能を持つ機関を整備してほしい。</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
141	<p>【性虐待に関するワンストップセンターの設置】 各県において、性虐待を受けた子供が、何回も被害状況を言わなくてもいいように、一回の面接を、しっかりビデオでも記録されるセンターを設置してほしい。 センターには、性虐待に詳しい、専門看護師か助産師、警察官が常駐し、NPOのスタッフが支援者として関わるようにしてほしい。 また、性虐待に詳しい医師が適宜、診察できるようにしてほしい。</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
142	<p>【性暴力被害専門の相談支援機関の設置】 都道府県に少なくとも1か所は性暴力被害専門の相談支援機関を設置し、総合的なカウンセリング支援及び情報提供などが行われるよう整備してほしい。 女性相談センターが性暴力に特化したカウンセリング相談を設ける例もあるので、そのような取組を広げることでよい。</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
143	<p>【被害申告のない被害者への支援】 犯罪として立件できる事件の被害者が全被害者のごく一部であるという認識を持ち、このような立件できない事件の被害者も含めて、より一層の被害者支援策を国の責任において立案推進してほしい。</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
144	<p>【犯罪として取り扱われない被害者への支援】 特に性暴力の被害者は、その被害の特殊性ゆえに警察等に被害届を出せない方が多い。犯罪として扱われない事件の被害者にも、犯罪被害者同様、もしくは準ずる施策を実施してほしい。</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
145	<p>【隠れた被害者への支援】 被害申告すらできない多くの性暴力被害者がいることは、厳然たる事実であり、この現在隠れている被害者が十分な支援を受けられるよう対策を講じてほしい。特に子ども時代に被害に遭ったため、被害を訴え出られなかった者には特別な配慮が必要である。複合的差別により、強い社会的偏見を受けている者(生活困窮者、野宿者、オーバーステイを含む外国籍、性労働従事、性指向や性自認が非典型、障がいがある、HIV+、薬物常用者等)は、その立場の弱さゆえに性暴力を受けるリスクが高まるため救済措置が必要。</p>	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
146	<p>【官民が連携できる体制の整備】 性暴力被害者への公的機関による支援は、まだまだ不足しているし、民間支援団体の数も決して多くはない。さらに、被害の特殊性ゆえにウェブサイトや連絡先を一般には公表していない団体も多数存在する。最初に被害者対応の窓口となる公的機関が民間の支援団体を把握し、適切な機関に連携が図られるような体制を整備してほしい。</p>	197	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
147	<p>【専門機関を調整するコーディネーターの養成】</p> <p>性犯罪被害者にとって、精神的にボロボロになっている中で、警察、病院、検察、弁護士とのやりとりにおいて、個人がしなければならいことが多すぎる。</p> <p>被害に遭った人を総合的にフォローし、団体や各専門家を調整してくれるコーディネーターがいれば、どんなに被害者の支援になるかわからないので、そのようなコーディネーターを養成してほしい。</p>	159	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
148	<p>【人身取引被害者の保護・支援に特化した施設の設置】</p> <p>人身取引被害者の保護・支援は、主として婦人相談所が行うこととされているが、研修の機会の不足、通訳の不在、中長期的な滞在が困難、施設側の負担増等の理由から、婦人相談所とは別の人身取引被害者の保護・支援に特化した施設を設置してほしい。</p>	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
149	<p>【学校内における犯罪被害者等への対応】</p> <p>文科省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者のため、関係機関と連携し、学校内においても連携し、また、情報の提供や相談体制の充実を図っていくとあるが、十分になされていると言えないので、その取組に一層努めてほしい。</p>	61 62 63	B (文科省)	
150	<p>【児童・生徒に対する継続的支援】</p> <p>文科省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になったり、問題を抱えるに至った場合、継続的な支援や対応を促進するとあるが、より一層、促進してほしい。</p>	61 62 63	B (文科省)	
151	<p>【指定被害者支援要員の派遣】</p> <p>国内の家族及び帰国後の被害者に対して、確実かつ早期に「指定被害者支援要員」を派遣してほしい。なお、現在の「支援法」は、海外被害者を対象としてはいないが、同法第22条(犯罪被害者の支援)については、運用上、同等の対応をお願いしたい。</p>	163	B (警察庁)	
152	<p>【被害者の手引きの多言語化・ウェブサイトの多言語化】</p> <p>警察は、外国語による「被害者の手引き」の作成・配布を実施しているが、さらに多言語化してほしい。内閣府や警察庁等のウェブサイトについても多言語による情報提供を実施してほしい。</p>	131 132 195	B (警察庁、 内閣府)	
153	<p>【被害者への途切れない長期的支援】</p> <p>被害直後の危機的介入、直接的支援の必要性に関しては周知されつつあるが、未解決事件の被害者、裁判が終結した事件の被害者、及び受刑者や出所間近、出所後の情報を得たい被害者への支援などは全く不十分であり、被害者の人生の先を見据えた長期的な支援というものを充実させてほしい。</p>	143 144 152	B(警察 庁、法務 省)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
154	【民間支援団体から二次被害を受けた場合の仲裁機関の設置】 民間の被害者支援センターにより二次被害を受けた場合の苦情申立制度や、裁定のための仲裁機関を第三者機関として設置してほしい。	(新規)	B (警察庁)	・民間支援団体に対する苦情への適切な対応としてB
155	【民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案の再検討】 「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」については、人身取引・DV等が構造的な暴力であること、外国籍被害者が経験する暴力の特殊性・外国籍被害者の脆弱性、被害者保護の法律とそれにもとづくサービスの存在、被害者本人が持つ権利などについても記載すべきである。 そもそも犯罪被害や犯罪被害者の置かれた状況は種々であり、外国籍被害者の支援団体を含め、様々な支援団体を含めて、モデル案を再度検討してほしい。	224	B (内閣府)	
156	【犯罪被害者等施策の窓口設置の再徹底】 「名ばかり窓口」が多い。社会資源の活用として、地方自治体が多くノウハウを持っている。今後より連携・協力を不動のものとしていくためにも、地方自治体における窓口の設置を再徹底してほしい。	推進体制 (2)	B (内閣府)	
157	【地方公共団体の被害者支援意識の高揚】 県・市町村は、被害に遭遇した住民にとって最も身近で多くの相談事項を所管する窓口であり、被害者支援が自治体本来の業務であることを認識することが求められる。 地方公共団体、とりわけ、市町村において、ハンドブックの作成、被害者支援連絡協議会の活性化などの施策の推進と相俟って、被害者支援が理解され、所管部門が明確化されるような指導を強めてほしい。	推進体制 (2)	B (内閣府)	
158	【人身取引被害者に対する捜査・公判・判決確定後の加害者に関する適切な情報提供】 人身取引被害者に対する情報提供は不十分であり、支援者によるケースワークにも支障をきたす場合もある。被害者や支援者に対して適切に情報提供すべきであるし、日本の制度や言語を知らない人身取引被害者に考慮し、簡易に情報提供を求めることができる方策を検討してほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
159	【多言語による情報提供】 人身取引被害者は、日本語による情報取得が極めて困難であることから、印刷物やウェブサイトによる情報提供を常に多言語で行うとともに、外国籍被害者等を対象とする多言語無料電話相談(ホットライン)を開設してほしい。	131 132 195	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2010」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
160	【調査研究の推進】 そもそも性暴力被害者は、なかなか声を上げられないためその実態がよく知られていない。基本計画で挙げられている各省庁での調査研究の確実な実施及び内閣府が行っている男女間の暴力に関する調査を継続・より充実させてほしい。	207 208 209	B (男女局)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
161	【詳細な全国性暴力被害実態調査の実施】 回答者の属性を特定することにより、可能な限り全ての社会集団における性暴力被害実態を明らかに出来る調査を実施してほしい。	207 208 209	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
162	【調査研究の推進等】 性犯罪被害者を対象にした調査研究が不足していることから被害者の実態が明らかにされおらず、そのことが被害者対応の現場や司法関係者による二次被害が減少しない要因になっていると思われる。性犯罪被害者の実態やニーズが明らかになるように、心理・医学・社会・法的専門家による全国規模での調査研究を全国的に定期的に実施してほしい。	207 208 209	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
163	【被害者参加制度における民間支援団体の役割の周知】 被害者等が被害者参加制度を利用するにあたり、裁判所、検察庁、弁護士それぞれの業務外の細かな支援が必要である。制度がスムーズに利用されるために、また、被害者等が戸惑わないために、民間支援団体がきめ細かな支援を行い各機関をつなぐ役割をしていることを理解してほしい。民間支援団体の活動を広く理解してもらうべく、支援センターの活動の周知を促進してほしい。	225	B (内閣府、 警察庁)	
164	【性暴力予防教育の展開】 性虐待を受けている子供が、自分に起きていることが犯罪であることがわかるように、幼児期から義務教育の期間に、繰り返し性暴力予防のための教育が展開されることが必要。	236	B (文科省)	
165	【行政内部での専門家による早期援助チームの設立】 1 民間の早期援助団体が必ずしも機能していない現状を前提に、行政内部で専門家の早期援助チームを作っていくことを検討してほしい。 2 警察からの民間支援団体への情報提供に関しても、早期援助団体の要件が厳しすぎるため、指定をとるために容れ物づくりだけに奔走して、中身が空疎な団体ができあがりかねないことを懸念する。 むしろ、個別に秘密保持に関する協定を締結して早期支援にあたるチームを警察の被害者支援室等の内部(あるいは知事部局との共管で)に設けて、個別に専門家や	155 160 163	B (内閣府)	
166	【一般犯罪と区別した分析】 交通犯罪は軽く見られている。官による交通犯罪被害者等の支援を推進するのであれば、一般犯罪被害者等と交通犯罪被害者等の「事情」を区別して分析対応してほしい。	206	B (内閣府)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
167	<p>【基礎資料の追加】 年間の交通事故死亡者数として24時間以内と30日以内のものが示されているが、死亡するケースの多い2～3ヶ月以内の数も加えてほしい。また、年間2,000人以上で推移している重度後遺障害者数も示してほしい。 一般的に24時間以内の死亡者数が発表されているが、これも社会常識からずれたもので、やはり交通事故に対しての軽視を感じざるを得ない。 さらに、交通死亡事故の実態を知るためにも、①法令違反別死亡事故発生件数、②状態別交通事故死者数、③年齢別交通事故死者数 を掲載してほしい。</p>	258	B (内閣府)	
168	<p>【適切な通訳者の確保・養成】 人身取引被害者の保護施設においては、通訳者の果たす役割が極めて大きいものであるが、現行の基本計画の中には通訳者の確保・養成等に関する記載はない。適切な通訳者の確保・養成は極めて重要であり、研修の実施など具体的施策を講じてほしい。</p>	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
169	<p>【制度運用を柔軟化できる仕組みづくり】 被害者支援プランの作成に於いては、制度設計者の想定のとれない各事件特有の被害者事情がしばしば発生することを念頭に置き、常に実情を直視して対応できるよう、制度内に運用面の柔軟性の余地を確保するようにしてほしい。 また、運用実務に当たる現場担当者は、その事件の特殊性について必ずしも深い知識を持つとは限らず、無理解から窓口での柔軟対応が阻害されることを避けるため、専門家メンバーによるサポートチームを機動的に編成する仕組みを整備するようにしてほしい。</p>	(新規)	B (内閣府)	・支援に携わる者の資質の向上、支援に当たって民間団体や民間の専門家を含めた関係機関・団体との連携強化要望としてB
170	<p>【民間支援団体と公的機関との連携】 DV・性犯罪などの被害者支援団体は支援の質からも、「犯罪被害者すべて」を受け入れることは困難である。早期援助団体の指定の在り方を見直し、特化した被害者支援団体にも公的支援を拡大してほしい。 また、現在は警察からの情報提供がないため、レイプ・DV等の緊急介入時点で民間支援団体が駆け付けて被害者を支援することができない。諸外国で一般的なように民間支援団体と公的機関が連携して緊急対応ができるような制度を整備してほしい。</p>	(新規)	C	・DV、性犯罪などに特化した犯罪被害者支援団体についても、指定のための要件を満たせば、現状においても早期援助団体の指定を受けることは可能である。
171	<p>【矯正施設等における性虐待教育の徹底】 男女少年院、矯正施設、養護施設、男女刑務所、養護学校には、性暴力被害を経験している者が特に多い。 被害者の手当てや教育をせず放置すると次世代のDV、児童虐待のDV、児童虐待の再生産が起ることから、予算措置を行い、これらの施設に講師を派遣するなどして、性暴力に関する教育を徹底してほしい。</p>	(新規)	C	・矯正教育特別支援教育に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
172	<p>【アドボケーターの派遣】 性暴力の被害者は、「周囲にわかってもらいたい。」という思いを抱えている。性暴力の被害者が一番簡単に信頼できるのは、共感できる被害経験を持った人との出会いである。アドボケーターに被害経験を採用し、支援の現場に派遣してほしい。</p>	(新規)	C	・被害者支援に関する適性に関しては、各団体等で判断すべき事柄であり、国が資格要件を設けるのは適切でないから、見直しの場で議論することは難しい。
173	<p>【民間団体援助の再検討】 平成21年9月に公安委員会から早期援助団体の指定を受けているにもかかわらず、福岡犯罪被害者支援センターには、犯罪被害者相談員の委嘱、早期援助団体の直接支援員の委嘱、広報啓発活動への委託の費用として警察補助金からの補助がないことから、補助金が出るよう検討してほしい。</p>	221	C	・早期援助団体の指定は、被害者情報の提供を可能とするもの(これにより民間団体は被害者へ能動的なアプローチができる)であり、警察補助金の交付とは関係がない。なお、民間支援団体への財政的支援については「A」分類としている。
174	<p>【青少年自立支援施設の充実】 DV家庭で育ち、機能する家庭を持たない被虐待児の後期思春期の子供には、長期的な支援が必要であり、このような子供たちを支援する施設の充実を目指してほしい。</p>	(新規)	C	・青少年の育成施策の中で検討されるべき問題であり、基本計画見直しの場で検討することは難しい。
175	<p>【被害が職場内、学校内、家庭内で起こった場合の対応】 職場内、学校内、家庭内等で知り合いから被害に遭った場合に、被害者がその後の生活に支障を来すことがないような支援を徹底してほしい。</p>	(新規)	C	・様々な事例が想定されることから、計画に盛り込むべき具体的な施策を特定することが困難である。
176	<p>【会員から寄附を貰いやすい制度作り】 民事裁判が終わった会員から、弁護士に報酬を支払う際に、会員の同意があれば、弁護士を通じて会に寄附をいただくことが可能となるような制度を作ってほしい。 当会では、民事裁判や弁護士についての情報を提供していて、活動資金は会員の寄附に依存している。高額な賠償を得た後の寄附額が高い人と寄附しない人とのバラツキが大きく会員からの資金負担に極端な不公平が生じている。</p>	(新規)	C	・構想に係る制度が弁護士法に抵触しないのであれば、関係者の合意の下、会の独自制度として実施することは可能である。弁護士法に抵触するかどうかは、構想に係る制度の具体案について、法務省に対する法令適用事前確認手続を行うことにより、確認することが可能である。
177	<p>【死因の究明】 科学的捜査と原因究明のために、検視検案に際しては、CTなど画像検査や薬毒物検査を義務化し、医師が的確に死亡診断し、解剖の必要性を判断する仕組みを作ってほしい。遺族等へ配慮し必要な情報提供や相談ができる体制を作ってほしい。死因究明を行う機関を一元化して設置し、生体鑑定についても同様に万全にしてほしい。</p>	(新規)	C	・死因究明制度の充実については、別途警察庁の「死因究明制度のあり方を検討する研究会」において検討がなされている。
178	<p>【調査研究の推進等】 民間支援団体と協働し、「人身取引の防止及び需要の抑制」「途切れることのない情報提供・支援の方策」を含めた人身取引に関する調査研究を実施してほしい。</p>	(新規)	C	・被害者支援だけでなく、防止や抑制等を含めた調査研究については、人身取引対策の枠組みの中で、その必要性を検討することが適当と思われる。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
179	【専門的研究所の設置】 調査を実効性あるものにするには、そうした調査を行う人材の育成から始める必要がある。そうした人材育成、「研究の推進及び国の内外の情報の収集、整理並びに活用」に関する専門的研究所を国が大学と連携して開設してほしい。	(新規)	C	・新たな行政組織の創設は現状では困難。なお、調査研究を実施するに当たって、必要と認められる場合には、企画分析検討会等に大学教授等有識者の参加を依頼するなどが行われている。
180	【支援要員の資格制度の確立】 「犯罪被害者支援センター」による二次被害が頻発している。地域性はあるにしても、基礎部分について統一したカリキュラムの作成や、その使用を義務付け、支援要員の資格制度を確立することが必要である。	224	C	・研修カリキュラムモデル案は平成20年に作成済みである。民間団体の自主性を尊重すべきであるため、使用の義務付けや資格による従事制限を設けることは適当ではないものと考えている。
181	【基本計画中の表現】 現在の基本計画の表現の中で、「自助グループ」等の表現により扱われている「被害者団体」に関して、支援組織に属する被害者団体のみに限定されていると解されかねない表現がある。そのような曖昧な記述部分を、当会のような独立した被害者団体を含める広い範囲のものに記述を改めてほしい。(V. 第4. 1 相談及び情報の提供等(30))	194	C	・現行の記述でも、被害者支援団体に属する自助グループのみを指すとの誤解が生じるおそれは高くないものと思われる。なお、「自助グループ」には、被害者団体を含むものと考えている。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
182	<p>【国民の理解の増進】</p> <p>11月の第3日曜日を「世界道路交通犠牲者の日」とする議決が国連においてなされ、WHOがこれを提唱、推進しているが、我が国においては、この記念日に対する施策は何も行われていない。国が積極的にイベント(慰霊祭)を開催し、交通犯罪の悲惨さを国民に伝えていくことが急務である。</p>	243 247 248	A	・国連決議の趣旨を踏まえてあり方を検討することとしてA
183	<p>【弁護士からの二次被害の防止】</p> <p>現実に弁護士からの二次被害を受ける例が極めて多い。法テラスを中心とした被害者支援弁護士の早急な要請を要望するとともに、交通事件被害者等の支援にあたる弁護士と交通犯罪被害者団体との意見交換の場を設定するなどの措置による弁護士からの二次被害の防止策を講じてほしい。</p>	(新規)	B (法務省)	
184	<p>【裁判員に対する教育】</p> <p>市民が裁判員となり被害者のことも理解する機会が増えることになり、より一層社会啓発の中で被害者の誤解なきよう、理解させるよう講座を政府が支援すべきである。</p>	(新規)	B (内閣府)	・広報啓発の一層の推進としてB
185	<p>【教育の推進】</p> <p>文科省において、学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進に努めるとあるが、被害者の権利については、十分に実施されているとは言えないので、充実させてほしい。公民の分野でも教育してほしい。</p>	234	B (文科省)	
186	<p>【学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応】</p> <p>文科省において、児童生徒が犯罪被害に遭ったとき、学校の教職員が適格に対応できるよう、教職員の指導力の向上に努めるとあるが極めて不十分であるので、その取組に一層努めてほしい。</p>	170	B (文科省)	
187	<p>【予防的取組】</p> <p>1 小中学校で「いのちの大切さ」を実感できる授業や取組を推進してほしい。</p> <p>2 高校での公民の授業や、法教育において被疑者・被告人の人権とともに、犯罪被害者の人権についても明確に伝えてほしい。</p> <p>3 被害に遭った家族の内の「子供たち」に気づき、支援を行ってほしい。</p> <p>4 地域の安全・安心の取組が防犯に偏っており、「犯罪に遭わないための取組」ばかりが先行し、「犯罪に遭ってしまった人たちへの支援」が安全・安心まちづくりの課題として十分取り入れられていない。両者は別物ではなく(犯罪被害者は他人事ではな</p>	230 234	B (文科省 警察庁)	

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
188	【被害者問題教育の推進】 被害者や被害者支援について義務教育の中で様々な理解を深める授業を進めてほしい。 いじめ、暴力克服のため、非暴力的解決法、コミュニケーション能力強化法などの教育が、更なる被害者等を生まないことを指導し、これら指導を的確に行える教師を養成してほしい。	234	B (文科省)	
189	【性犯罪被害者に対する国民の理解の増進】 性犯罪被害者の置かれている状況が十分理解されていない。性犯罪被害者の置かれている状況に光を当て広報啓発を強力に推進してほしい。現在行われている交通安全運動や児童虐待防止推進活動等のように、性犯罪被害に重点を置いた広報啓発活動を推進してほしい。	(新規)	B (男女局)	
190	【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】 性犯罪被害に関する実態が広く理解されるようなパンフレットの作成・配布や国民を対象にした性犯罪及び性犯罪防止意識の向上をはかるような研修などを推進してほしい。	(新規)	B (男女局)	
191	【性暴力に対する認識の改善】 性暴力は、顔見知りによる被害が圧倒的に多い。見知らぬ人による性暴力のみを性犯罪として捉えている認識を改めて、施策を講じてほしい。	(新規)	B (男女局)	・性犯罪に関する広報啓発の推進としてB
192	【性暴力に関する教育】 性暴力が、被害者や周囲の人たちに及ぼす影響については、まだまだ一般に理解されているとはいえない。幼少期の虐待事件も多いことから、認識できない年齢の子供たちに「気づかせる」ためにも、幼児期から、性暴力や犯罪被害者に関する教育の義務化をしてほしい。	236	B (文科省) ただし義務化についてはC	・教育の義務化については、教育課程の専門的な見地から議論すべきことからC (教育の推進としてB)
193	【広報啓発の取組】 犯罪被害者週間の啓発行事が形骸化しないためにも、日常からの小さな交流体験の場や意見交換の場を犯罪被害者とともに作っていく工夫をしてほしい。	243 250 推進体制 (4)	B (内閣府)	
194	【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】 学校教育・社会教育における教材の内容は、犯罪被害の多様性とそれが自分たちの身近なところにあることを知らせ、自分もその被害や加害に近いところに位置していることがわかるものとしてほしい。	233	B (文科省)	
195	【啓発活動のやり方】 加害者の更生は被害者のことも考えて、バランスよくやらなければいけないので、教諭師など加害者に関わる人たちにも啓発を広くやってほしい。	99	B (内閣府)	

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
196	<p>【調査研究の推進】</p> <p>死亡ひき逃げ事件の時効に関するデータ、交通事故の再犯率、交通犯罪による重度後遺障害者数等の交通犯罪をなくすためには必須であると思われるデータが国によって集計把握されていないことは、交通犯罪撲滅のための大きなマイナスであり、さらなる交通犯罪データの積極的な収集分析を実施してほしい。</p>	258	B (内閣府交通担当)	
197	<p>【予防教育】</p> <p>性暴力は、被害者に一生消えない心の傷を負わせ人生を変えてしまう。そもそも性犯罪を犯させないよう義務教育課程で性教育とともに性の大切さ、不可侵性について教える予防教育を行うことが必要である。</p>	(新規)	C	・予防教育は、義務教育全般に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないから見直しの場で検討することは難しい。
198	<p>【生・性の大切さを考えることの義務教育化】</p> <p>特に性暴力被害については、性に対する正しい知識を得る機会がほとんどなく、誤った情報が蔓延し、性犯罪の増加を促進させる要因となっている。犯罪をなくすためにも、生・性の大切さを考えることを義務教育化してほしい。</p>	(新規)	C	・予防教育は、義務教育全般に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないから見直しの場で検討することは難しい。
199	<p>【全国小中高での教育】</p> <p>・全国の小中学校で、子どもの発達段階に応じた性教育と人権教育を行う教育整備をしてほしい。性教育では、避妊だけでなく、産まない選択、産めない悲しみを伴う不妊についても教える教育を拡充してほしい。</p> <p>・性犯罪被害が、被害者のみならず被害者家族にどのような心理的、身体的ダメージを与えるのかという実情を教えるとともに、被害後の対応も教えられるリーフレット等も作成して全国に配布してほしい。</p>	(新規)	C	・予防教育は、義務教育全般に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないから見直しの場で検討することは難しい。
200	<p>【偏見や差別を取り除くための教育・研修】</p> <p>すべての支援機関、特に公的機関の構成員において、性別ステレオタイプや社会的マイノリティへの偏見や差別を取り除くための教育・研修を実施してほしい。特に偏見を受けやすい性的少数者や男性の性暴力被害者に対する適切な対応を身に付けてほしい。</p>	(新規)	C	・性的少数者への偏見・差別の解消に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
201	<p>【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】</p> <p>人身取引の根底には、外国籍の人々に対する差別意識がある。人身取引被害を含む外国籍犯罪被害者の理解の増進のため、様々な広報媒体を通じた広報の実施、学校教育への導入などを早急に実施してほしい。</p>	(新規)	C	・外国籍の人々への差別意識の解消に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
202	<p>【広報啓発の取組】</p> <p>法務省は、人権週間の強調事項に関して、「刑を終えた人の人権」の真下に「犯罪被害者の人権」を置くのをやめてほしい。</p>	233	C	・本要望については、法務省において個別に対応を検討する。

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
203	<p>【自動車メーカーへの働きかけ】</p> <p>車の安全性を考えれば、構造上のことだけでは済まされない問題が多々あることを認識し、広く一般社会に運転に対しての安全への呼びかけをすることを、自動車メーカーに対して義務づけてほしい。</p>	(新規)	C	・交通事故防止対策に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
204	<p>【報道のガイドラインの見直し】</p> <p>警察がマスコミに流すニュースの内容について、被害者が特定されないようにガイドラインの見直しを行ってほしい。</p>	256	C	・警察における記者公表の内容については、個別具体的な案件ごとに検討されている。
205	<p>【道路交通事故調査委員会の設置】</p> <p>運輸安全委員会の中に海上交通が加わったものの、交通事故全般の事故調査委員会は未だに存在しない。各省庁での交通事故に関する施策も、的確さを考えた場合、事故調査委員会の設置は必然的なものとする。再発防止に向けて早急に事故調査委員会を設置してほしい。</p>	(新規)	C	・交通事故防止対策に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。

その他の要望事項

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
206	【国籍・在留資格の不問】 基本法あるいは基本計画において、犯罪被害者等の保護支援に関しては、被害者等の国籍や在留資格の有無を問わないことを明示してほしい。	(新規)	A	・「犯罪被害者等」に外国籍の犯罪被害者等が含まれることの明確化としてA
207	【公訴時効の廃止】 とりあえず、時効期間を延長した平成16年の刑訴法改正について、附則を改正し、施行日以前に発生した事件についても遡及適用させてほしい。 そして、改めて、法改正し、重大殺人事件や重篤な後遺障害を受けた傷害事件について、公訴時効を廃止してほしい。	(新規)	B (法務省)	
208	【時効撤廃】 まだ逃亡犯がいて、捕まれば死刑、そのまま捕まらなければ自由の身のような状況が社会的に許されていいのかという思いが非常に強いので、捜査当局にもいろいろ事情はあると思うが、時効は撤廃してほしい。	(新規)	B (法務省)	
209	【時効の廃止】 科学捜査技術の進歩により、犯人に直結する証拠の長期保存が可能となり、時間の経過を原因とする証拠の散逸が減少し、著しく捜査が困難になることはなくなったことなどから、殺人・傷害致死等重大事件及び強姦等の性犯罪については、時効を廃止すべきである。	(新規)	B (法務省)	
210	【時効の廃止】 科学捜査技術の進歩により、犯人に直結する証拠の長期保存が可能となり、時間の経過を原因とする証拠の散逸が減少し、著しく捜査が困難になることはなくなったことなどから、殺人・傷害致死等重大事件及び強姦等の性犯罪については、時効を廃止すべきである。	(新規)	B (法務省)	
211	【公訴時効の廃止】 公訴時効制度を改正し、凶悪・重大犯罪の公訴時効を廃止してほしい。見直しの対象犯罪として、自動車運転過失致死罪などを死亡させた罪に加え、後遺症の残る傷害事案の自動車運転過失致死傷罪も重大犯罪に加え、公訴時効を廃止してほしい。	(新規)	B (法務省)	
212	【時効の廃止】 科学捜査技術の進歩により、犯人に直結する証拠の長期保存が可能となり、時間の経過を原因とする証拠の散逸が減少し、著しく捜査が困難になることはなくなったことなどから、殺人・傷害致死等重大事件並びに強姦等の性犯罪については、時効を廃止すべきである。	(新規)	B (法務省)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
213	【性犯罪の時効制度の撤廃】 現行の法制度が規定する性犯罪被害者の時効期限は、実際の性犯罪被害者の実情に全くそぐわず、その期限内では、事件被害の心の傷から立ち直り、加害者への制裁行為へ進めない被害者が多い。性犯罪の時効を撤廃してほしい。	(新規)	B (法務省)	
214	【公訴時効の存続】 公訴時効は延長も廃止も遡及しないこと。重大凶悪事件について、一定の期間が経った区切りにおいて、捜査関係者が加害者を検挙できなかったことを認め、被害者や地域の社会住民に対して、それまでの捜査内容について公開をし、捜査に対する信頼を高めてほしい。	(新規)	B (法務省)	
215	【人身取引被害者を施策の対象に】 現在、人身取引に対する施策は主として政府の人身取引対策行動計画により示されているが、なお、十分ではないうえ、基本となるべき犯罪被害者等施策の中では明確に位置づけられていない。まずは、人身取引被害者を犯罪被害者であるときちんと認めて、犯罪被害者等施策の対象としてほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
216	【人身取引の防止ならびに被害者保護支援に関する法律(仮称)の制定】 基本理念を明示し、国の施策の基本的内容及び推進体制を定め、あわせて日本社会への啓発効果を目的として、「人身取引の防止ならびに被害者保護支援に関する法律(仮)」を制定してほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
217	【人身取引に関する専門機関の設置】 人身取引に関するあらゆる領域・段階における具体的施策の検討・検証などのため、民間(NGO、医療関係者、福祉関係者、有識者など)と関係省庁が同列に協議し決定する枠組みを設けてほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
218	【性暴力禁止法の制定】 現行の法律では守りきれない性暴力被害者の権利を保障し、被害者の尊厳を回復するためには、新たな法整備が必要であり、強制わいせつ、セクシャル・ハラスメント、DV、性的搾取などの性犯罪を総合的に規定する「性暴力禁止法」を制定してほしい。	(新規)	C	・女性に対する人権侵害の防止という観点から、男女共同参画の観点から検討すべきテーマであり、基本計画の見直しの場で検討することは難しい。
219	【性暴力についての規定の見直し】 我が国の刑法は、明治41年に成立以降、性犯罪については100年以上ほとんどそのままであり、100年前は、性的侵害についての認識が極めて低く、性犯罪に関する規定全般について見直しが必要である。 また、被害主体については、男性も強姦罪の被害者となりうるものであり、被害主体を女子に限定すべきでなく、「姦淫」の定義も改めるべきである。	(新規)	C	・刑罰法令の見直しは犯罪被害者等施策の範囲を超えることから、計画見直しの場で検討することは困難である。
220	【性犯罪に対する刑罰の厳罰化】 暴行・脅迫による反抗の抑圧という構成要件を見直すとともに、再犯防止のために、せめて強盗罪と同等にするなど刑罰を厳罰化するように見直してほしい。	(新規)	C	・刑罰法令の見直しは犯罪被害者等施策の範囲を超えることから、計画見直しの場で検討することは困難である。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
221	【犯罪被害者庁の設置】 犯罪被害者等基本法及び同基本計画の施策の実行並びに犯罪被害者のための各種処遇等について、総合的に所管する省庁を創設することが将来の犯罪被害者の施策にとって最も好ましいことから、諸外国の例に倣い、犯罪被害者庁を創設してほしい。	(新規)	C	・新たな行政組織の創設は現状では困難。
222	【被害者省の創設】 加害者が刑事司法から解放された後、何年か経過し、被害者あるいは加害者が対面対話を希望したような時に、それを仲介する所管官庁として、被害者省を設立してほしい。 所管業務としては、早期援助団体や被害者支援センターなどの指導・監督等も含むものとする。	(新規)	C	・新たな行政組織の創設は現状では困難。
223	【犯罪被害者支援庁の新設】 犯罪被害者等のための国の施策が総合的、かつ一元的に推進されるために独立省庁を創設してほしい。	(新規)	C	・新たな行政組織の創設は現状では困難。
224	【インターネットアクセスの際の实名登録】 インターネットによる匿名被害救済のために、インターネットアクセスのために实名登録を義務付け、被害を受けても救済しやすいようにしてほしい。	(新規)	C	・インターネット利用犯罪対策全体の中で検討すべき問題である。
225	【児童ポルノに関する法律の改正】 児童ポルノに関する法律について、一定の範囲の画像の所持が性的目的とするものに限っては画像を単所持としても処罰対象としてほしい。子供が被害者であることから厳しく処罰してほしい。	(新規)	C	・児童ポルノ対策対策全体の中で検討されるべき問題である。
226	【死刑制度の在り方】 死刑制度について、より一層慎重に罪と罰の在り方を考える勉強会を開くこととしてほしい。加害者が死刑執行されると被害者遺族は真実を当事者から聞く機会がなくなり悲しみを被害者だけが支えることになる。	(新規)	C	・刑事司法制度の在り方全体の中で検討されるべき問題である。
227	【捜査費用の公開】 市民の安全意識を喚起するという趣旨から、事件ごとにかかった捜査費用を明確に公表してほしい。	(新規)	C	・情報公開に関する要望であり、基本計画の見直しの中で検討することは難しい。
228	【地方公共団体への周知徹底】 縦割り行政の中で、犯罪被害者支援についての認識の希薄が目立つのは、文科省、厚労省、国交省であり、基本計画の細部について地方公共団体への周知徹底がなされていないのではないか。再度、実のあるように周知徹底してほしい。	(新規)	C	・要望として、内閣府において文部科学省、厚生労働省、国土交通省と協力して対応。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
229	<p>【厳罰化・法改正】 危険運転致死傷罪が全ての危険運転行為の抑止となるように、適用要件を大幅に緩和する法改正を行い、結果責任として厳しく裁くこととしてほしい。前方不注意のような安全運転義務違反など、違法な運転行為に因って傷害を与えた場合は、「未必の故意」による危険運転として裁くこととしてほしい。交通犯罪のもたらず結果の重大性からも、新設された「自動車運転過失致死傷罪」の最高刑をさらに上げることや、飲酒ひき逃げの「逃げ得」という矛盾を生まない厳罰化など、法体系を整備してほしい。</p>	(新規)	C	・道路交通関係法規のあり方については、交通安全基本計画の見直しの中で検討されるべき問題である。
230	<p>【裁量的免除規定の廃止】 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げることとしてほしい。刑法211条2項の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる。」という「刑の裁量的免除」規定は廃止してほしい。</p>	(新規)	C	・起訴便宜主義を廃止するかどうかは、刑事司法全体のあり方の中で検討されるべき問題である。
231	<p>【計画策定委員に交通犯罪被害者等を】 交通犯罪予防対策として、5年間隔で「交通安全基本計画」が策定され、それが交通安全対策のよりどころとなっているが、その基本計画を策定する委員のメンバーにも交通犯罪被害者等を加えてほしい。</p>	(新規)	C	・交通安全基本計画に関する要望であり、基本計画の見直しの中で検討することは難しい。
232	<p>【性犯罪者の居場所特定】 韓国で導入されているように、性犯罪を犯した者については、再犯性が高いことから、身体にチップを埋め込み居場所が特定できるようにして再犯を防止するようにしてほしい。</p>	(新規)	C	・同一被害者の再被害防止より、犯罪者の再犯防止策の観点で検討されるべき問題である。
233	<p>【再審裁判所の創設】 無罪判決の出た被害者や冤罪事件の被害者が本当に安心して生活するために、再審裁判所を創設し、積極的に判決の見直しとともに真犯人を見つけ出すための再捜査を進める体制を作してほしい。</p>	(新規)	C	・刑事司法全体のあり方の中で検討されるべき問題である。
234	<p>【性犯罪者へのTV、各種媒体出演の禁止】 過去に性犯罪事件を犯しておきながら、TV等の公共媒体に平然と出演しているような状況がある。性犯罪被害者にとっては、非常に不快であることから、そのような人物がTV出演等で公共の場所に映し出されることがないようにしてほしい。</p>	(新規)	C	・被害者の心情は理解できるが、メディアにおける表現の自由等に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠を超えている。
235	<p>【弁護士の対応】 アポなしで被害者の自宅や実家を訪問したりするようなことはやめてほしいし、示談の申し込み等は事前に書面で行うなど、被害者の心情に配慮した対応をとってほしい。また、法廷で被害者の過去の性経験について持ち出すような戦略は弁護士会として廃止してほしい。</p>	(新規)	C	弁護士自治の尊重の観点から、弁護士一般に対する研修の義務付けについては困難である。
236	<p>【基本計画中の表現「事故」ではなく「犯罪」、「事件」に】 1 基本計画の中の「交通事故」という記述を「交通犯罪」「交通事件」という表現に統一してほしい。「事故」も「事件」としてほしい。 2 基本計画の随所に「努める」という消極的表現がみられるが、必ず実行すべき事柄としての表現に変えてほしい。(「第3 刑事手続きへの関与拡充への取組」の(13)から(16))</p>	133～ 137	C	・現行計画策定時においても「交通事故を交通事犯としてはどうか」との議論がなされたが、犯罪かどうか当初の段階ではわからないなどの理由から、「交通事故」とすることとされた経緯がある。 ・後段については、施策の内容から「努める」にとどめざるをえないことからC

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
237	<p>【地方自治体レベルでの基本計画策定】</p> <p>地方レベルでは、行政職員は「被害者と接したことがない。」「大切なことだが何からしてよいのかわからない。」という状況であり、こうした状況下で施策担当課、窓口を決めただけでは施策が動かないのは明らかである。まず行政内部の意識統一が必要であり、自治体レベルでの基本計画の策定を努力義務とし、総合的に取り組むための体制を作してほしい。</p>	推進体制(2)	C	<p>・犯罪被害者等基本法において地方公共団体の責務が定められており、地方公共団体の取組の促進を図る必要はあるものの、地方自治の尊重の観点から、計画策定の義務付け(努力義務を含む)は望ましくないものとされている。(地方分権第三次勧告)</p>
238	<p>【地方自治体レベルでの職員研修の充実】</p> <p>地方自治体職員に関しては、ブロック別研修で担当課職員の研修は実施されたものの、まだまだ不十分である。担当課職員に対する一歩踏み込んだ専門研修とともに、全職員を対象とした基本的理解を推進する研修を実現できる方策を基本計画に盛り込んでほしい。</p>	推進体制(2)	C	<p>・犯罪被害者等基本法において地方公共団体の責務が定められており、地方公共団体の取組の促進を図る必要はあるものの、市町村に対する研修は、原則としては都道府県で実施すべき問題であるため、地方分権の観点から、基本計画見直しの場で検討することは難しい。</p>
239	<p>【地方自治体レベルでの基本計画具体化の検証】</p> <p>条例や基本計画が仮にできたとしても、形骸化しては意味がないことは当然である。したがって、国同様に、地方レベルでも基本計画の推進状況を検証できる検討委員会を設置し、その中には必ず犯罪被害者・犯罪被害者遺族が委員として参加できる仕組みを作してほしい。</p>	推進体制(2)	C	<p>・犯罪被害者等基本法において地方公共団体の責務が定められており、地方公共団体の取組の促進を図る必要はあるものの、地方自治の尊重の観点から、提案のような委員会の設置を義務付けることはできない。</p>
240	<p>【要望聴取会の開催方法】</p> <p>率直な意見交換をするために、意見聴取会をする際には、被害者団体と支援団体を分けてほしい。</p>	推進体制(2)	C	<p>・現行施策の運用に関する要望であり、内閣府において改善を検討するが、基本計画の見直しの場で検討することは難しい。</p>